

宗像市私立保育所補助要綱の一部を改正する告示

宗像市私立保育所補助要綱（平成15年宗像市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「  

平成19年度次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (平成19年7月26日厚生労働省発雇児第072600 2号)。以下「交付要綱」という。)に基づき、国庫負担(補 助)金の交付の対象となる保育所の設置又は増築若しくは 改築に係る施設整備及び設備整備に要する額
--

  
」

を

「  

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成20年 6月12日厚生労働省発雇児第0612001号)。以下 「交付要綱」という。)に基づき、国庫負担(補助)金の交 付の対象となる保育所の設置又は増築若しくは改築に係る 施設整備及び設備整備に要する額
--

  
」

に改め、同表保育対策等促進事業費の項補助対象経費の欄中

「保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成19年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号）」を「保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成20年6月9日厚生労働省発雇児第06090

01号）」に改め、同表次世代育成支援対策交付金事業費の項補助対象経費の欄中「平成19年度次世代育成支援対策交付金交付要綱（平成19年11月30日厚生労働省発雇児第1130001号）」を「次世代育成支援対策交付金交付要綱（平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号）」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。